

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和6年7月23日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市大井町小金岐4丁目24	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） パナソニック デバイスコンポーネント株式会社 代表取締役社長 川端 稔

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	353台	14台	6台	360台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	123台	0台	22台	135台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	114.85	キログラム	93.1	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	20.492	キログラム	18.375	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	事業場内で所有している冷媒用代替フロン使用機器に対し、法的対象のものは専門業者に依頼し、簡易点検・定期点検を年4回実施し、点検記録簿をつけている。それ以外のものは各管理部門にて作成した手順書に基づき、簡易点検（異音、振動、油のにじみなど）を年4回実施して点検記録簿をつけている。							
	廃 棄 時	事業場内で所有している第一種特定製品を廃棄する時は、第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようにしている。							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	厳しい環境下への設置を避け、簡易点検（異音、振動、油のにじみなど）で異常がないかを確認している。							
	廃 棄 時	充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認している。							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入するようになっている。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。